

# 食品製造工程管理高度化促進事業

【食品製造工程管理高度化促進事業 93(136)百万円】

## 対策のポイント

人材育成等による環境整備を通じ、食品製造業におけるHACCP手法導入を促進します。

(HACCP手法とは)

- ・ 食品の製造に係る全工程において、危険防止につながるポイントをリアルタイムで監視・記録し、製品の安全性の確保を図ろうとするシステムです。
- ・ このシステムを導入しやすい環境づくりのための施設の整備に対する金融や税制上の支援措置を講じることを目的として、平成10年に食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)(略称：HACCP手法支援法)が制定されています。

## 政策目標

HACCP手法支援法に基づく高度化計画認定件数の着実な増加

<内容>

### 1. HACCP手法導入促進のための人材育成

中小食品製造業者等において、責任を持ってHACCP手法を推進できるほか、HACCPに係る事業者の取組を的確に指導できる人材育成を推進します。

【定額】

【食品製造工程管理技術力高度化促進事業 64(76)百万円】

### 2. HACCP手法導入促進のための情報提供等

中小食品製造業者等がHACCP手法を実践しようとする際に必要となる技術情報についてのデータベースを構築し、インターネットを通じて提供します。

また、ISO22000に係る食品製造業者等に対するセミナーの開催等により、啓発・普及を図るとともに、その円滑な取得に資するための解説書を作成します。

【定額】

【食品製造工程管理情報高度化促進事業 28(60)百万円】

[担当課：総合食料局食品産業企画課技術室(03-3502-8245(直))]